	各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成16年度から平成30年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成16年度から平成30年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成16年度から平成30年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成16年度から平成30年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	U_{16}＝0.045 U_{17}＝0.047
	U_{18}＝0.046 U_{19}＝0.046 U_{20}＝0.046 U_{21}＝0.045 U_{22}＝0.045 U_{23}＝0.027 U_{24}＝0.026 U_{25}＝0.026 U_{26}＝0.025 U_{27}＝0.024 U_{28}＝0.0025 U_{29}＝0.0025
	U_{30}＝0.00175
	V_n　平成n年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第２項に

	度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成17年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成17年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成17年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成17年度から令和元年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	U_{17}＝0.047
	U_{18}＝0.046 U_{19}＝0.046 U_{20}＝0.046 U_{21}＝0.045 U_{22}＝0.045 U_{23}＝0.027 U_{24}＝0.026 U_{25}＝0.026 U_{26}＝0.025 U_{27}＝0.024 U_{28}＝0.0241 U_{29}＝0.0025
	U_{30}＝0.00175 $U_{元}$＝0.00125
	V_n　n年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第２項に